

# 子ども虐待 対応マニュアル

～よりよい連携を目指して～

芽室町

芽室町要保護児童対策地域協議会

## はじめに

わが町は、全ての子どもが安心して暮らしたり、学んだりすることのできる町づくりを目指し、平成28年に「芽室町子どもの権利に関する条例」を定めました。また、「芽室町発達支援システム」という名のもと、障がいのあるなしに関わらず、すべての子どもが、切れ目のない教育や支援を受けられる体制づくりを進めています。さらに、令和3年4月には、心身ともに健やかな子どもの成長を支援するため、子育てに関する相談を受け、必要な情報提供や支援などを行う「芽室町子ども家庭総合支援拠点」を子育て支援課内に設置しました。

しかし、このような様々な取り組みを進めていく中であっても、新型コロナウイルスをはじめ、子どもを取り巻く環境は変化が激しく、そこから様々な課題や困難が生起し、その影響が無力な子どもたちに注がれています。

虐待においては、子どもに対する支援だけでなく、保護者ごと支える視点が不可欠であり、その観点から、保護者に対する助言、指導等を行い寄り添い続ける支援が必要となります。また、児童虐待の防止、発生時の迅速な対応、的確な支援のためには、関係機関の皆様の協力が不可欠です。

関係機関の皆様には、芽室町の子どもたちが安心・安全に暮らせる地域を一緒に作り上げるために、今後さらなる連携強化をお願い申し上げます。また、適切な支援のために本マニュアルをご活用いただきますようお願い申し上げます。

令和3年5月

芽室町

芽室町要保護児童対策地域協議会

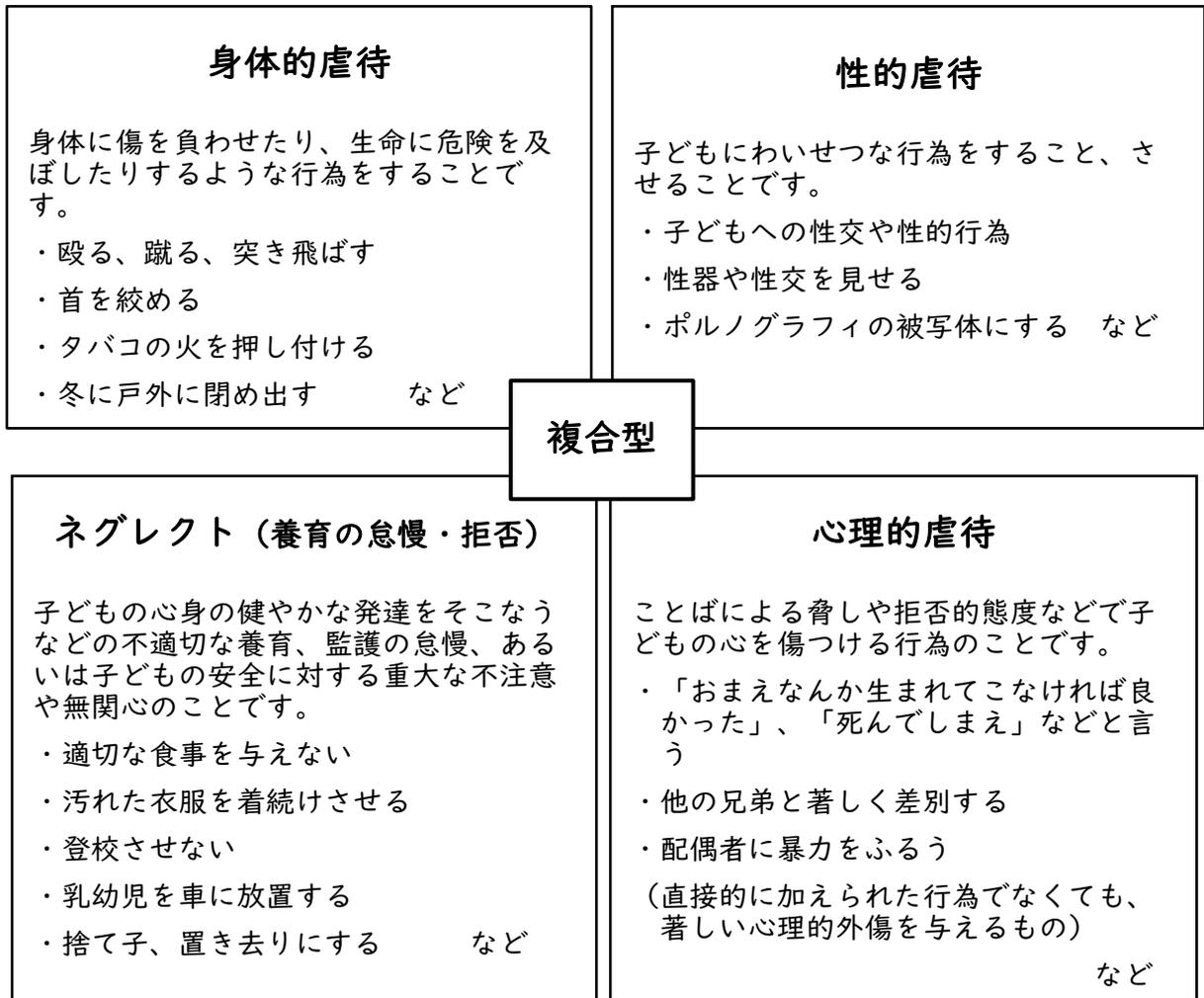
<b>第1章「児童虐待」とは</b>	<b>1</b>
1 虐待の種類	
2 虐待が及ぼす子どもへの影響	
3 虐待の発生要因	
4 虐待の判断	
<b>第2章 虐待対応の基本原則</b>	<b>5</b>
1 町の責務	
2 子どもの最善の利益	
3 関係機関との連携強化と役割分担	
4 児童虐待対応の難しさ	
<b>第3章 早期発見から通行・相談へ</b>	<b>7</b>
1 早期発見	
2 通告・相談	
<b>第4章 通告・相談の受理と対応</b>	<b>9</b>
1 通告・相談の受付	
2 受理会議	
<b>第5章 要保護児童対策地域連携協議会（要体協）とは</b>	<b>13</b>
1 芽室町要保護児童対策地域協議会	
<b>第6章 資料編</b>	<b>15</b>
1 関係様式	
2 関係法令等	

## 第1章「児童虐待」とは

児童虐待とは、児童（18歳に満たない者、以下「子ども」という。）を監護する保護者（親権を持つ者等）がその子どもの健やかな心身の成長および人格の形成に重要な影響を与える行為であり、虐待は子どもの基本的人権を侵害するものです。

### 1 虐待の種類

虐待は、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」という。）第2条によって次の4つの種類に分類されています。



### ヤングケアラー（子どもケアラー）

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。ケアが必要な人は、主に、障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります。

## 2. 虐待が及ぼす子どもへの影響

虐待は、第1章1のとおり、いくつかのタイプに分けられ、それぞれのタイプによって心身の影響には異なる面がありますが、いずれにおいても子どもの心身に深刻な影響をもたらすものです。虐待の影響は、虐待を受けていた期間、その態様、子どもの年齢や性格等により様々ですが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴が見られます。また、虐待は子どもの心身に深い影響を残し、回復に長期間の治療やケアが必要となります。

### (1) 身体的影響

打撲、熱傷など外から見てわかる骨折、頭蓋内出血など外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長、愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。また、保護者から暴力や暴言を受けた子どもの脳に萎縮が見られた、との知見も明らかになりつつあります。

### (2) 知的発達面への影響

安心できない環境での生活により、落ち着いて学習に向かうことができない場合や、学校への登校もままならない場合などにより、もともとの能力に比しても発達が十分に得られないことがあります。また、保護者が子どもの知的発達にとって必要なやり取りを行わない場合や、年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をする場合があります、その結果として子どもの知的発達を阻害してしまうことがあります。

### (3) 心理的影響

#### ① 対人関係の障害

子どもにとって最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から虐待を受けることにより子どもは要求を適切にみたされることのない状態となり、愛着対象との基本的な信頼関係を構築することができなくなります。その結果、他人を信頼し愛着関係を形成することが困難になり、対人関係における問題が生じることがあります。

#### ② 低い自己評価

子どもは、自分が悪いから虐待されると思うことや、自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じることがあり、自己評価が低下し、自己肯定感を持っていない状態になることがあります。

### ③行動コントロールの問題

保護者から暴力を受けた子どもは、暴力で問題を解決することを学習し、学校や地域で粗暴な行動をとるようになり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動したりする場合があります。

### ④多動

虐待を受けて養育されることは、子どもを刺激に対して過激にさせることがあり、落ち着きのない行動が現れることがあります。ADHD に似た症状を示すため、その鑑別が必要となる場合があります。

### ⑤心的外傷後ストレス障害

受けた心の傷(トラウマ)は適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたって心的外傷ストレス障害(PTSD)として残り、思春期等に至って問題行動として出現する場合があります。

### ⑥偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することから、大人の欲求に従って先取りした行動をとることがあります。精神的に不安定な保護者に代わり、大人としての役割分担を果たさなければならないことがあり、ある面では大人びた行動をとることがあります。一見よくできた子どもに思える一方で、思春期等に問題が表出することもあります。

### ⑦精神的症状

反復性のトラウマにより、精神的に病的な症状を呈することがあります。例えば、記憶障害、意識がもうろうとした状態、さらには強い防衛機制としての解離が出現し、解離性同一性障害に至る場合もあります。

### 3. 虐待の発生要因

子どもの虐待の発生要因としては、様々な背景・要因が複合的に絡み合うことが多くあります。

#### ①保護者側の事情

被虐待歴、愛着不全、社会的未成熟、人格の偏り、精神疾患、薬物依存、知的障害などによる養育能力の問題、子ども理解の歪み、不適切な育児方法の獲得、DV(単なる不和ではない支配-被支配関係)など

#### ②家庭内のストレス

経済困窮、家族関係の不和、看護・介護を要する状況、育児負担の加重、転居・転職など

#### ③社会的孤立

親戚、友人、近隣、関係機関等との社会的なつながりが少ないなど

#### ④保護者から見た子どもの問題

発達の問題、障がいや生活などを起因とする育てにくさ、期待に応えない行動など

### 4. 虐待の判断(「しつけ」と「体罰」の違い)

「しつけ」とは、子どもの人格や才能を伸ばし、子どもをサポートして社会性を育む行為です。子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある力に合う方法で行う必要があります。「体罰」で押さえるしつけは許されません。令和元年6月に成立した改正児童福祉法より、「体罰」禁止が明記されました。ただし、罰を与えることを目的としない、子どもを保護する行為や、第三者に被害を及ぼす行為を制止する行為は、体罰に該当しません。

#### 【体罰の具体例】

- 口で3回注意したけれど、言うことをきかないので、頬を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- 他人のものを盗んだので、罰としてお尻を叩いた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった

## 第2章 虐待対応の基本原則

---

### 1 町の責務

平成28年の法改正では、児童福祉法第2条において、子どもの健全育成について、保護者が第一義的な責任を負い、国及び地方公共団体は保護者と共に責任を負うことが明示され、第3条では、国及び地方公共団体それぞれの責務が明確にされました。これまでも市町村は子どもの虐待対応をはじめとして、子どもの最善の利益の実現のために支援を行ってきましたが、それらがより明確に位置付けられたと言えます。

法令の規定により、虐待対応は、市町村の責務となっています。

- ① 平成16年の児童福祉法改正により、平成17年4月から、市町村は児童家庭相談を行うことが規定された。
- ② 平成16年の児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という）改正により、同年10月から、子ども虐待の防止から自立支援に関する国や都道府県・市町村の責務が規定された。また、子ども虐待は人権侵害であることが明記され、虐待の定義や通告範囲も拡大されるとともに、平成17年4月から、虐待の通告先が市町村、都道府県の福祉事務所、児童相談所となった。

### 2 子どもの最善の利益

虐待対応において、求められる社会的要請は、子どもの最善の利益を図ることです。そのためには、時に保護者の意に反しても子どもの立場に立つ対応をしなければなりません。保護者との関係性を重視するあまり、子どもの虐待による被害についての認識が薄れてしまうことは、最も避けなければいけません。児童虐待では児童相談所や市町村、関係機関等の対応の誤りにより、取り返しのつかない事態が生じる可能性があります。

一方で、子どもの最善の利益は、子どもを健やかに育成する責任がある保護者と協働しなければ、図られないのもまた事実です。子どもの安全を確保するためにも保護者の話に耳を傾け、その家族の持つ健康な側面、可能性などのプラス要因「強み」に関心を払うことにも力を注がなければなりません。

援助方針の決定に当たっては、子どもの意向を尊重するとともに、最善の利益の確保に努めるものとしなければなりません。子どもの声を反映したケースワークを展開できるよう、子どもが自らの意見を表明するしぐみを整えることが求められます。

### 3 関係機関との連携強化と役割分担

多様な問題を抱えている家族に対しては、福祉・保健・医療・教育・警察・弁護士等の関係機関が連携し、適切な役割分担のもとに多面的、継続的支援を展開することが必要です。そのために、町は児童相談所より今まで以上に、援助方針をはじめ各局面における判断基準や意思決定プロセスに関して、十分に説明を受けることが大切になります。町は、児童相談所とともに、虐待対応の主体者であることを認識した連携を行います。

### 4 児童虐待対応の難しさ

児童虐待は、養育者の成育歴や心身の状態、経済的要因、夫婦関係、養育者の育児負担など家族の抱える要因や、社会的なつながりなどの様々な問題が複雑に作用しあって発生すると言われており、その背景は家族によって様々です。保護者自身が複雑な生活環境で育ってきた場合や、虐待を受けてきた場合などは、その影響により人への不信感や被害感が強く、支援に関わる人との関係も容易に成立しない場合や、一旦関係ができたとしても、何かのきっかけで不信感をつのらせて相談に来なくなったり、会うことを拒否したり、転居したりすることもまれではありません。

児童虐待対応は、多岐に渡る支援が必要なことから、支援者にとっても対応が難しいため、一人の専門家、一つの機関だけでなく、多くの分野の専門家がチームを組み、支援者同士も支え合えるような連携を図ることが重要となります。

## 第3章 早期発見から通告・相談へ

### 1 早期発見

児童虐待は、未然防止と早期発見・早期対応が重要ですが、虐待は家庭という密室の中で行われ、外からは見えにくいいため、ちょっとしたサインに気づくことが大切です。虐待が行われているという確信が持てなくても、心配される状況があるときには、児童相談所や子育て支援課に相談や通告をしましょう。

気づき(早期発見)のポイントとして、次のような例があります。

#### 子どもの特徴

(体や身なり・心の様子)

- 原因がよくわからないケガをしている。手当が十分でない。
- 落ち着きがない。
- 過度に緊張し、警戒心が強い。
- 怖がる、怯える、急に態度を変える。
- 性器のあたりを痛がったり、かゆがったりする。
- 体重が大幅に変化したように見える。
- 衣服や体がいつも不潔である。季節にそぐわない服装をしている。
- 食べ物への執着が強い。
- 身体的な発育が著しく遅れている。
- 表情が乏しく元気がない。

(保護者との関わり方)

- 視線を合わせなかったり、態度がおどおどしたりしている。
- 顔色を窺っているが、一度離れると全く関心を示さない。
- 離れると表情が晴れやかになる。
- 異常に甘える。離れたがらない。
- 抱かれたり、手をつないだりすることを避ける。

(地域などの人との関わり方)

- 威圧的、攻撃的で乱暴な言葉遣いをする。
- 年齢不相応な言葉とつかう。
- 過度に注意を引こうとする。
- 対人関係がうまく作れない。人に嫌われる行動をとる。
- 手をつなぐなどの身体的接触や接近を恐れる。
- 誰にでもなれなれしい。
- 離れたがらない。

## 2 通告・相談

平成16年の児童虐待防止法の改正で、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から、「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大されました。児童虐待は家庭という密室の中で行われます。そのため、なかなか気づけないものです。普段から子どもや保護者に接する関係者は、子どもの様子や保護者の様子に気を配っていきなくてはなりません。

### (1) 通告先

児童相談所と市町村は、児童福祉法第25条および児童虐待防止法第6条において、虐待の通告先となっています。よって、児童相談所はもとより、芽室町においても関係機関や地域から通告を受けた場合は、訪問や面談などにより、子どもの安全を確認し、必要に応じて児童相談所と連携して対応します。関係機関から通告を受けた場合は、関係機関と相談して対応を検討しますので、ためらわずに通告・相談してください。

重篤と思われる緊急度の高いケースの場合は、児童相談所や警察に通告しましょう。

### (2) 通告のポイント

通告を判断するに当たってのポイントは以下です。

① 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）

虐待は最重度の子育ての困難の現れです。予防的援助とリスクの把握、虐待の発見は同一線上にあります。

② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること

これは「虐待」と言えるのか？という疑問は常についてまわります。現実には、はっきりと言えない場合も多く、また不適切な療育、心理的虐待など、概念としてもあいまいなこともあります。しかし、「疑い」が後から「間違い」とわかったとしても、責任を問われることはありません。「はっきりしない」から「何もしない」のではなく、「疑ったら行動する」ことが必要です。

③ 保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること。

④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと。

## 第4章 通告・相談の受理と対応

---

### 1 通告・相談の受付

虐待通告は、関係機関からとは限りません。虐待者本人、あるいは虐待を受けている子ども自身からの SOS という場合や、近隣の住民や家族、親族からの相談という場合もあります。通告者が誰でもあるかにより情報の質や量が異なりますが、通告者の意図（どうしてほしいのか）とともに、その後の調査や安全確認を行うために必要な具体的事実を聞くことを大切に進めます。

#### (1) 通告の受け方

必要な情報が得られるよう保育所・幼稚園・子どもセンター・小中学校からは、アセスメントシート（虐待対応の手引き「大人ができること・必要なこと P5」）の記入内容を聴き取ります。電話による通告も多いため、日ごろから適切な聴き取りができるようにしておくことが必要になります。

#### ① 通告受理の際に聴き取ること・確認すること

##### 【聴き取り項目】

虐待の具体的内容と事実確認

（「いつ頃から、どこで、誰が、どんなふうに、どのくらいの頻度で」を意識して聴き取る。）

虐待を受けている子ども、虐待をしている保護者の具体的な言動

虐待の目撃、伝聞、推測

保護者と通告者との関係

所属団体など関係機関の情報

通告者の意図

（虐待がどうかわからないので調査確認してほしいのか、保護してほしいのかなど。

「なぜ今回、通告しようと思ったのか？」という質問で、通告の意図がわかる場合がある。）

生活保護、他の福祉制度の利用

所属集団での子どもの様子

きょうだいへの虐待の有無など

##### 【確認する項目】

今後の協力依頼、電話連絡の可否

秘密保持の確認：保護者に通告者を知らせて良いかどうか

## (2) 通告の取扱い

### ① 特定できる子どもの相談は通告として扱う

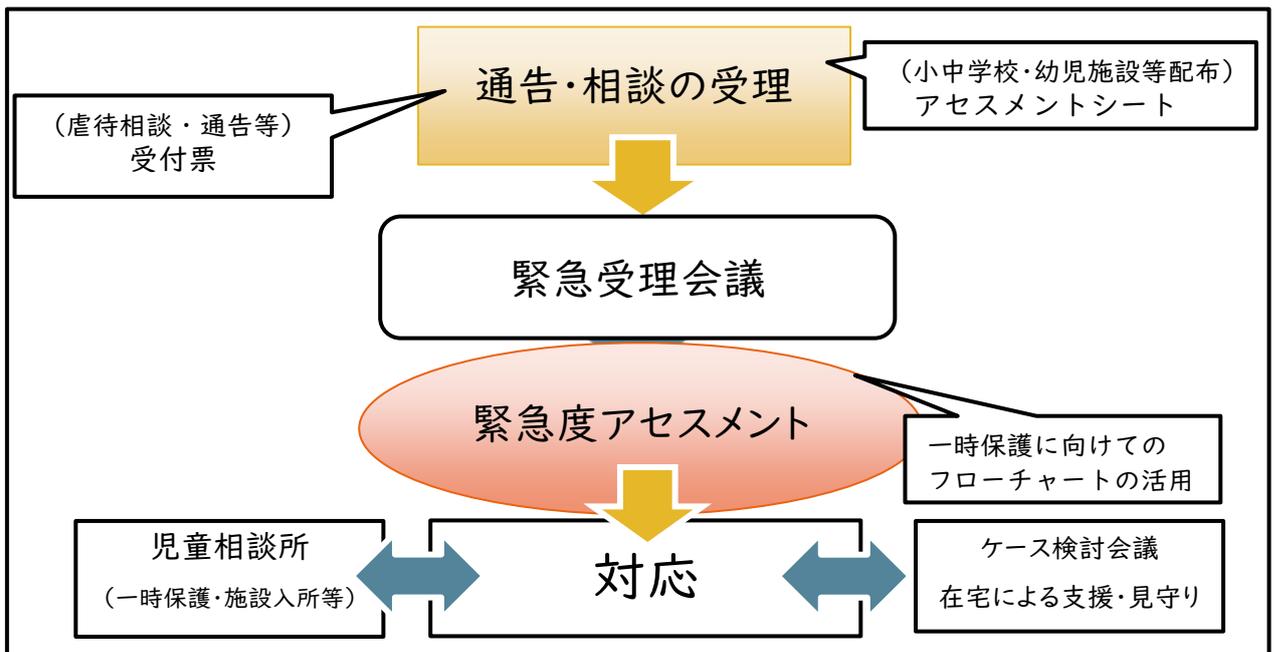
□ 学校や保育所などから、「保護者や子どもにどう対応したらよいか。」などの相談や「今は何もなくていいが、何かあったときのために知っておいてほしい。」という情報が入ることがあります。個人を特定できる虐待に関する情報は、通告として扱います。虐待が疑われる場合は、学校や保育所等は子どもの福祉を第一に考えて通告する義務があります。町は、組織として受理し対応を協議します。

□ 児童相談所が主担当で対応しているケースの取扱いについては、情報を把握し、要保護児童対策地域協議会での進行管理対象ケースとします。

### ② 通告と守秘義務・秘密漏えいの禁止について

□ 医師や公務員、弁護士など職務上守秘義務を負っている人が、児童虐待を受けたと思われる児童を児童相談所等に通告することは、児童虐待防止法第6条において守秘義務違反にならないと規定されています。

□ 児童虐待防止法第7条において、児童相談所等が通告を受けた場合、通告を特定した者を特定する情報を保護者等には漏らさないことと規定されており、通告の情報元は秘匿しなければなりません。ただし、通告元となることの多い学校等や医療機関に関しては、近隣住民や家族・親族からの相談とは異なり、通告をした機関が特定される可能性が高いため、保護者に対する対応方法について事前に綿密な協議を行い、今後の協力を依頼します。また、学校や医療機関に対しては、保護者からの抗議を恐れて通告自体を躊躇することのないよう、日ごろから虐待問題への理解を促すとともに、組織的対応による危機管理体制の構築等についても児童相談所や要保護児童対策協議会などから働きかけることが大切になります。



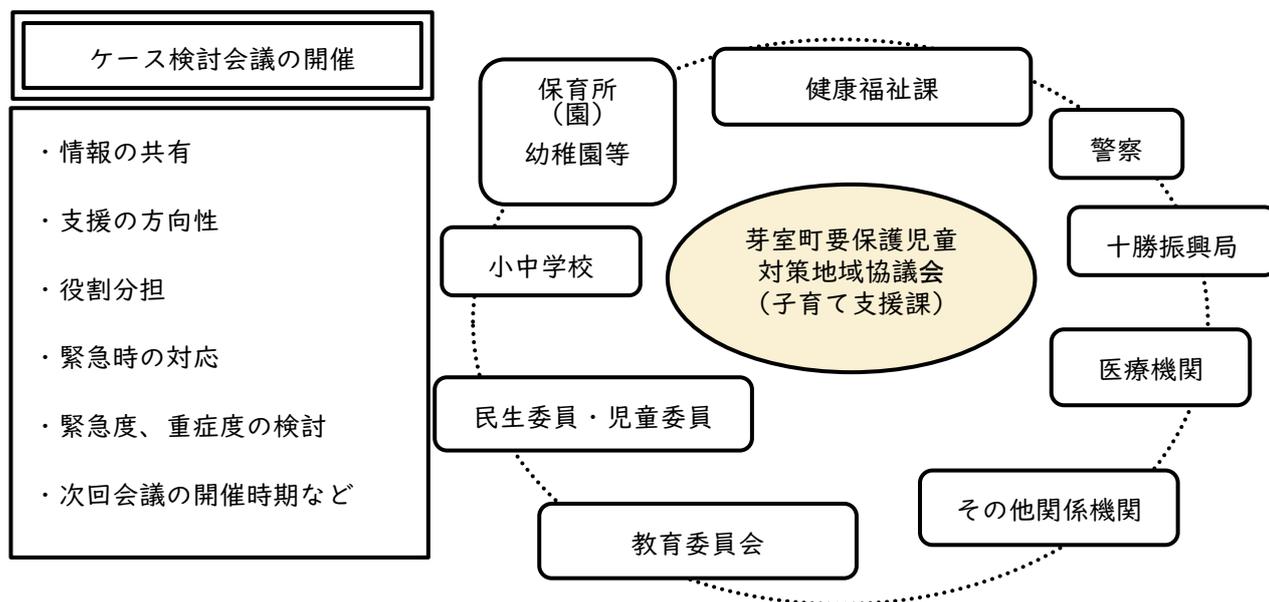
## 2 受理会議

相談・通告の受理後は、「要保護児童対策地域協議会」事務局（子育て支援課）において、受理会議を開きます。相談・通告時に得た情報の緊急性や危険性を念頭におき、一時保護の必要性、関係機関との連携等についての判断をします。子どもの安全確認の実施時期や方法の検討を優先します。また、通告受理後48時間以内に子どもを直接目視し安全確認することを基本とします。ただし、関係機関によって安全がなされているときや、まずは子どもの所在確認が必要なときなど、相当な理由がある場合は情報収集を優先します。

基本的には、重篤な場合は、児童相談所へ送致・援助を依頼します。状況によっては、再調査を繰り返し判断します。また、多くの機関の関わりが必要な場合は、「個別ケース検討会議」の開催につなげます。

### (1) 個別ケース検討会議（PI9一時保護に向けたフローチャート～集中的支援）

児童相談所により一時保護や施設入所などに至らず、町が中心となり、関係者間との連携が必要と判断したケースは、ケース検討会議を開催し、対応を協議します。招集については、芽室町要保護児童対策地域協議会（子育て支援課）が行います。



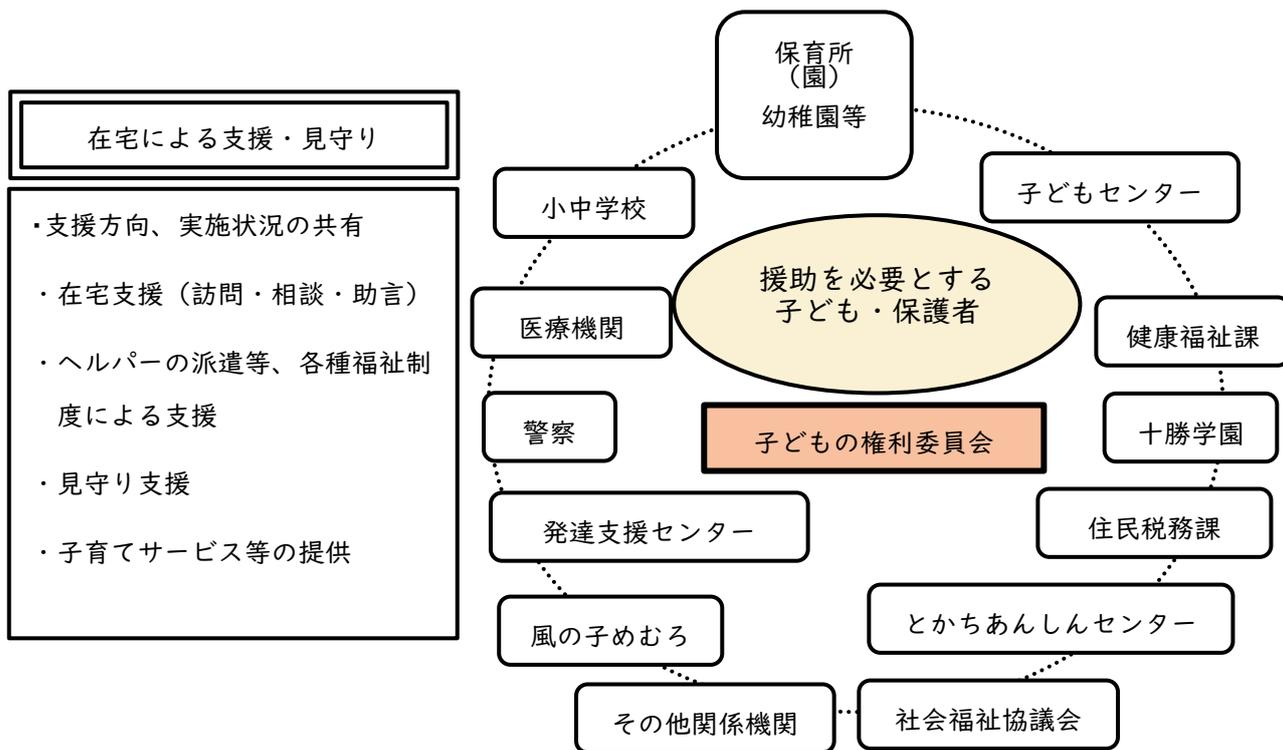
(2) 在宅による支援・見守り (PI9 一時保護に向けたフローチャート)

～継続的・総合的支援)

受理会議やケース検討会議等を経て、町による継続した支援が必要と判断したケースについては、子どもの所属している機関や保護者と関係機関とのつながり等をベースに支援します。

見守りの各関係機関は役割を確認し、継続的な支援や見守り体制を整えます。定期的に家庭訪問をするなど、要支援者に寄り添った援助や見守りを続けます。支援体制が決まり、実施が進められた後も、事態に変化や改善点などが見られた時には事務局に報告します。また、事務局は、3か月を目途として状況の変化や近況について確認し、継続的な見守りと連携支援の状況を把握します。

子どもの様子や環境において懸念される変化があった場合には、即時に危険度・緊急度、支援方向、連携のあり方について協議・判断し、迅速な対応を確認します。



## 第5章 要保護児童対策地域連携協議会（要対協）とは

虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るため、児童福祉法第25条の2に基づき設置しています。関係機関等が支援対象の児童及び保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行うネットワークであり、参加者には守秘義務（罰則あり）が課せられます。

要対協では、要保護児童及び要支援児童とその保護者並びに特定妊婦の支援を行います。（支援対象の総称を「支援対象児童等」と言います。）

要保護児童	「保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」とされ、虐待を受けた子ども など
要支援児童	「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）」とされ、要保護児童より広い範囲で、何らかの支援を必要とする子ども
特定妊婦	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

### 1 芽室町要保護児童対策地域協議会

#### (1) 協議会の業務

芽室町では、平成23年に設置しました。協議会は、次に掲げる業務を行います。

- ① 要保護児童に加え、要支援児童若しくはその保護者または特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報、その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換
- ② 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
- ③ その他協議会の目的を達成するために必要な活動

#### (2) 要保護児童対策調整機関

芽室町要保護児童対策地域協議会設置要綱第4条により、要保護児童対策調整機関として、芽室町子育て支援課が指定されており、次に掲げる業務を行います。

- ① 協議会に関する事務の総括
- ② 要保護児童等に対する支援の実施状況
- ③ 児童相談所その他の関係機関等との連絡調整

(3) 芽室町要保護児童対策地域協議会の構造と運営について

【役割】事務局（芽室町子育て支援課）  
 ○虐待ケースに関する情報の一元管理  
 ○関係機関のコーディネート

代表者会議

【役割】

- ・虐待問題への認識の向上
- ・実務者会議等が円滑に行われる環境づくり
- ・子ども虐待防止システムの検討

【参加者】

各機関の代表者

【開催頻度】

- ・年1～2回 緊急時

【活動内容】

- ①関係機関との連携・協力・情報交換
- ②広報・啓発
- ③講演・研修

実務者会議

【役割】

- ・個別ケースの総合的な把握
- ・子ども虐待防止対策の課程

【参加者】

各機関の実務者

【開催頻度】

- ・定期的(月1回若しくは2～3か月に1回程度)

【活動内容】

- ①定期的な情報交換
- ②ケースの進行管理
- ③要保護児童対策地域協議会全体の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別支援会議

【役割】

- ・個別ケースの支援

【参加者】

各機関の痰と者

【開催頻度】

必要に応じて

【活動内容】

- ①支援方針の確立
- ②支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- ③次回の会議(評価及び検討)の確認

□要保護児童対策地域協議会の設置(児童福祉法 第25条の2)

地域公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童(第31条第4項に規定する延長者及び第33条第10項に規定する保護者延長者(次項において「延長者等という。」を含む。事項において同じ。)の適切な保護又は要保護児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者(延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。)又は特定妊婦(以下この項及び第5項において「支援対象児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

## 第6章 資料編

### 1 関係様式

(1) 幼稚園、保育所(園)、小中学校配布アセスメントシート

作成日： 年 月 日  
時間

### アセスメントシート

名 前		学 年		(記入者)
--------	--	--------	--	-------

#### 【子どもの様子】

- 遅刻・欠席が多い
- 体調不良を訴えることが多い(保健室に行きたがる)
- 学習道具がそろわない
- 季節に合わない服装をしている
- 衣服が汚れている。異臭がする
- 顔、手などが不潔である
- 異常な食行動(がつがつ食べる・隠して食べる)
- 家に帰りたがらない
- 表情が乏しい
- 極端に無口
- 触れられること・近づかれることをひどく嫌がる
- 乱暴な言葉づかい
- 大人への反抗的な態度
- 落ち着かない態度
- 教室からの立ち歩き
- 性的に逸脱した行動
- 過度なスキンシップを求める

情報を収集・総合し、  
対応について施設内・校内で  
協議する。  
協議後、通告もしくは、施設内・  
校内での支援体制を整える。

(特記事項) だれから、いつから(頻度)、どのような状態、  
外傷や症状に関する本人の説明

#### 【保護者の様子】

- 連絡が取りにくい
- 病院や歯科に連れていかない
- 家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い
- 行事に参加しない

(特記事項)

【家族・家庭の状況】（保護者： 続柄 年齢 職業 ）

- 家が片付けられていない
- 学校、担任との関わりを拒む
- 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む
- 経済的な困窮を抱えている
- 親族以外の同居人の存在・不安定な婚姻状況（結婚・離婚を繰り返す等）
- 保護者の生育歴
- 養育技術の不足（知識不足、家事や育児能力の不足）
- 親族や友人などの養育支援者が近くにいない

（特記事項）

【これまでの引継ぎ等の情報】（ どの だれから）

（特記事項）

【対応】（今度のサポート・次回のケース検討日など）

○虐待の種類（身体的・ネグレクト・心理的・性的・その他）

ネグレクト（栄養・情緒・身体ケア・安全・教育・医学）

○校内体制（児童・保護者対応）

○連携（子育て支援課への通告・相談 する・しない）

次回ケース会議開催

①しばらく様子を見る ②必要 1週間以内 2か月以内（ ）

(2) 虐待相談・通告受付票

虐待相談・通告等受付票

受理者：

受理年月日		令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分				
子どもの状況と虐待の内容	ふりがな 氏名		生年月日	平成 年 月 日生 ( 歳)		
	住所		性別	男・女		
	所属(学年等)					
	現在の居場所					
	リスク要因 虐待内容  虐待の種類 身体的 心理的 ネグレクト 性的 ヤングケアラー	誰から				
		いつから				
		頻度は				
		どうやって、どんなふうに				
		どうして				
		傷、身体や衣服の汚れの有無(あれば部位等詳細を記載)				
健康状態や様子(落ち着きがない、おどおどしている、徘徊、乱暴など)						
その他特記事項						

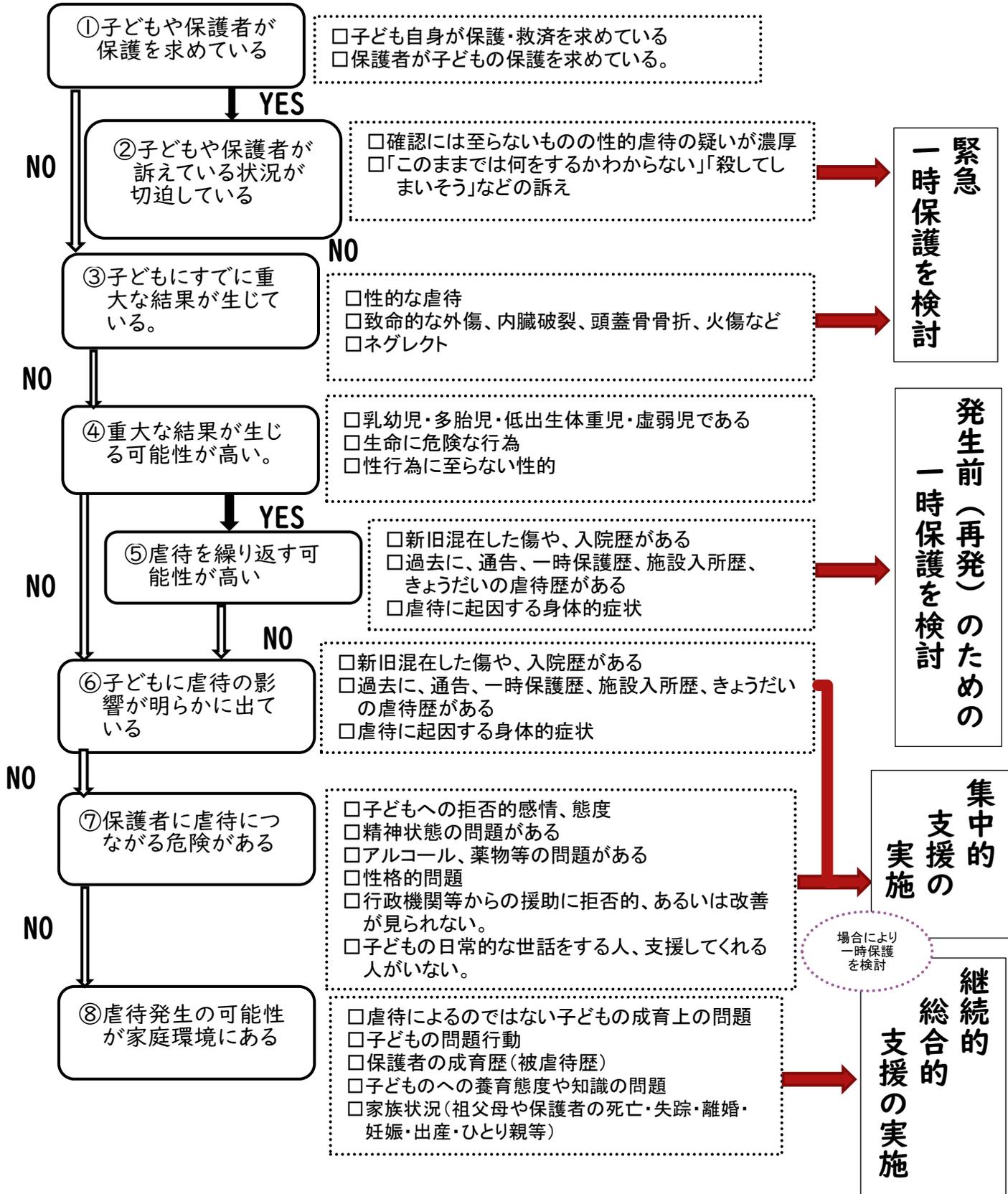
保 護 者 と 家 庭 の 状 況	ふりがな 氏名		年齢	歳	続柄		職業	
	ふりがな 氏名		年齢	歳	続柄		職業	
	住所							
	連絡先	(自宅) (携帯)		(その他)				
	きょうだいの有無							
	同居家族							
	近隣関係							
ジェノグラム								
通 告 者 に つ い て	ふりがな 氏名	(有・無)	匿名希望		TEL			
	関係	家族・近隣・学校・保育所(幼稚園)・民生委員・警察 その他 ( )						
	事実の確認	・実際に目撃した ( ) ・関係者( )から聞いた ( ) ・悲鳴や音等を聞いて推測した ・その他						
	保護者と話し合い	・この件について保護者と(話し合った・話し合っていない) ・保護者はこの通告内容を(承知・拒否・知らせていない)						
	通告の意図	子どもの保護 調査 相談 情報提供 供 ・その他						
	通告者への対応 及び 受付後の対応							
対 応	課長 係長 主査 主任 主事	<input type="checkbox"/> 子どもの安全確認(所属訪問 家庭訪問)  <input type="checkbox"/> 具体的対応  <input type="checkbox"/> 関係機関との連携 (児相談 所属 医療 その他)						

(3) 一時保護に向けてのフローチャート

一時保護に向けてのフローチャート

参考：厚生労働省「子ども虐待の手引き」  
(作成日 年 月 日)

子どもの名前 \_\_\_\_\_



## 2 関係法令等

### 芽室町要保護児童対策地域協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の適切な保護を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、芽室町要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (業務)

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

#### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等で構成する。

2 協議会に議長を置く。

3 議長には、芽室町子育て支援課長をあてる。

4 議長は協議会を代表し、会務を総理する。

5 議長に事故がある時は、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (調整機関)

第4条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、芽室町子育て支援課とする。

2 調整機関は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会に関する事務の総括
- (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握
- (3) 児童相談所その他の関係機関等との連絡調整

#### (会議)

第5条 協議会に代表者会議及び個別ケース検討会議（実務者会議）を置く。

2 代表者会議は、別表に掲げる関係機関等の代表者で構成する。

3 代表者会議は、協議会の組織及び運営の全般について協議する。

4 個別ケース検討会議は、別表に掲げる関係機関等の代表者のうち、個別の要保護児童に関して実働を担う者（国又は地方公共団体の機関又は法人にあっては、代表者又は担当者）で構成する。

5 個別ケース検討会議は、個別事例についての情報交換、役割分担、その対応等支援方策の検討を行う。

6 代表者会議及び個別ケース検討会議は、議長が招集し、その議事を主宰する。

7 その他軽易な事項については、議長及び調整機関との協議で決定できる。

#### (守秘義務)

第6条 協議会を構成する者又はその職にあった者（国又は地方公共団体の機関又は法人にあっては、役員若しくは職員又はこれらの職にあった者）は、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（公示）

第7条 協議会を設置したときは、次に掲げる事項を公示する。当該事項に変更があった場合も同様とする。

- (1) 要保護児童対策地域協議会を設置した旨
- (2) 要保護児童対策地域協議会の名称
- (3) 協議会を構成する関係機関の名称等
- (4) 関係機関等ごとに「国又は地方公共団体の機関」、「法人」、「その他の者」のいずれに該当するかの別（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、代表者会議において定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（平成20年12月30日決定）

附 則

- 1 芽室町児童虐待防止ネットワーク会議設置要綱は、廃止する。
- 2 この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

（平成23年12月28日決定）

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。（令和3年4月8日決定）

## 別表

区 分	関係機関等
国又は地方公共団体の機関 （法第25条の5第1号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町（健康福祉課・子育て支援課）</li> <li>・ 町教育委員会（教育推進課・生涯学習課）</li> <li>・ 帯広保健所</li> <li>・ 帯広児童相談所</li> <li>・ 帯広警察署</li> <li>・ 民生児童委員</li> <li>・ 主任児童委員</li> </ul>
法人 （法第25条の5第2号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校法人十勝立正学園芽室幼稚園</li> <li>・ 学校法人帯広みどり学園北明やまざと幼稚園</li> <li>・ 社会福祉法人十勝立正福祉事業会</li> </ul>
その他の者 （法第25条の5第3号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校長会</li> <li>・ 医療機関（三師会）</li> <li>・ 人権擁護委員</li> <li>・ 青少年健全育成協議会</li> </ul>

## 児童虐待の防止等に関する法律（虐待の定義）

### 第二条

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権）を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下に同じ）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及び言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## 児童虐待の防止等に関する法律第三条（児童に対する虐待の禁止）

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

## 児童虐待の防止等に関する法律第五条（児童虐待の早期発見等）

### 第五条

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するように努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

## 児童虐待の防止等に関する法律第六条（児童虐待に係る通告）

### 第六条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

## 児童福祉法第二十五条（児童虐待を発見した場合の通告）

### 第二十五条

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りではない。この場合において、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

## 個人情報保護に関する法律

### 第二十三条

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

### 参考資料

厚生労働省 子ども虐待対応の手引き

文部科学省 学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き

北海道子どもへの虐待対応マニュアル

## 芽室町子どもの権利に関する条例

### 前文

子どもは、一人の人間として個性が認められ、喜びや悲しみを共有できる家族、学校、地域の温かい見守りのなか、夢を持ち、遊び、学び、共に生きることを願っています。このことは、たくましい心身と高い知性、豊かな心情と積極的な行動力を身につけ、生きる力の基礎・基本を培うことにつながります。

同時に芽室町の子どもが幸せを感じて生きていくためには、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重など国際条約の原則のもとで、子どもの権利保障に向けた環境づくりに総合的に取り組み、かつ、確実に保障していくことが必要です。子どもの権利保障は、「自然保護」「相違する価値観の尊重」「平和への願い」とともに、自らの人格の形成に関わる非常に大切なものだからです。

そのためには、家庭、学校、地域、企業、町等がそれぞれの役割を担い、互いに協力し「地域の子どもは地域で育てる」ことを基本とし、「温かく」かつ「積極的に」見守り、子どもの健全な成長を図ることが大切です。子どもは、大人と共に社会を構成する一員であり、未来の社会の担い手として、さまざまな権利を知り保障される中で、他者の権利を尊重する姿勢や責任感を身につけます。一方、大人は、子ども自らが創造的な子ども文化を育み、次代を担う人間として成長していけるよう、愛情と理解をもって見守り、励まし、育てていくことが大切です。大人と子どもそれぞれが役割と責任を自覚し、公德心をもって社会規範を守り、互いに学び、共に育ち、協力し合うことが必要です。

夢と希望を持ち幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、子どもの権利を保障することを宣言し、条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、芽室町の子どもが健やかに育つために、町及び町民の役割を明らかにするとともに、子どもの権利を保障し、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例においての用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 「子ども」とは、18歳未満の全ての者をいいます。
- (2) 「学校」とは、子どもが育ち学ぶために、通所、通園又は通学するすべての施設をいいます。

### (基本理念)

第3条 町及び町民は、芽室町の子どもを育てるにあたり、子どもの権利を尊重し、子どもの幸福を追求する権利の保障に努めるものとします。

- 2 子どもは、その権利を知り保障されるなかで、豊かな人間性を養うことにより、自らを律し、主体的に判断して自分らしく生きることを支援されます。
- 3 町及び町民は、子どもの思いや願いを尊重し、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを目指すため、子どもと大人がそれぞれの役割と責任を自覚し協力し合います。
- 4 町民は、安心して子どもを育てることができるよう支援されます。

### (子どもの生きる権利)

第4条 子どもは、健やかに安心して生きるために、主として次のことが保障されます。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) あらゆる形態の差別や暴力、虐待等を受けず、放任されないこと。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (4) 思いやりを受けながら、成長にふさわしい環境で生活できること。

### (子どもの育つ権利)

第5条 子どもは、自分らしく生き、豊かな子ども時代を過ごすために、主として次のことが保障されます。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) ゆとりとやすらぎの時間とそのために必要な場所や機会が保障されること。
- (3) 成長に必要な情報の入手や活用ができること。
- (4) 自分の将来に係わることについて、適切な助言や支援を受けられること。

(子どもの守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、守られるために、主として次のことが保障されます。

- (1) 子どもに保障されるあらゆる権利の侵害から逃れられ、保護されること。
- (2) 健全な心身の育成が阻害される状況から保護されること。
- (3) 秘密が守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (4) 子どもであることをもって不当な扱いを受けないこと。

(子どもの参加する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加するために、主として次のことが保障されます。

- (1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。
- (4) 社会参加に際して、適切な支援を受けられること。

(家庭の役割)

第8条 子どもを養育する全ての者は、子どもの生育に第一義的責任を有し、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを理解し、子どもを育てることに最善を尽くすとともに、子どもの権利の保障に努めるものとします。

(学校の役割)

第9条 学校は、子どもの人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、学校間の連携を図るとともに、開かれた学校づくりに努めるものとします。

(地域の役割)

第10条 地域は、子どもを豊かな人間関係の中で育てるために、子どもが安心して集い、交流できる環境づくりに努めるものとします。

(企業の役割)

第11条 企業は、その活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めるものとします。

(町の役割)

第12条 町は、基本理念に基づき、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通してその保障に努めます。

- 2 町は、子どもの権利に対する町民の理解を深めるために、積極的な広報活動に努めます。

(子どもの生育環境の保全)

第13条 町は、子どもの権利の保障が図られるよう、子どもの意見を広く聴きながら子どもが自ら育ち、遊び、学べる環境の整備や自然環境の保全に努めます。

- 2 町は、子どもの生育環境の整備に努めるために、町民その他関係機関と調整を行います。

(子育て支援)

第14条 町は、保護者が子どもを育てるにあたり、必要に応じて経済的な支援又は社会的な支援を行います。

- 2 町は、子ども自身が抱える問題や子どもに関する相談に対して、速やかに対応するよう努めます。

(子どもの活動や町民活動の支援)

第15条 町は、子どもが安心して集い、その自主的な活動や町民の子どもに関する活動を奨励し、支援します。

(相互支援)

第16条 町は、全ての子どもの権利を保障し、幸福に暮らせるまちづくりを進めるために、町民その他関係機関との相互連携を積極的に支援します。

(虐待及び体罰の禁止)

第17条 子どもを養育する全ての者は、虐待及び体罰（以下「虐待等」という。）を行ってはなりません。

(相談及び救済)

第18条 町は、虐待等又はいじめなどの権利の侵害を防ぐため、関係機関と連携を密にするとともに、権利の侵害が子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、だれもが安心して相談し、救済を求めることができるよう、権利の侵害から子どもを救済する芽室町子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 委員会は、子どもの権利の侵害について、町長に対し必要な措置を講じることを求めることができます。

3 町長は、委員会から前項に基づく求めがあったときは、その内容を尊重し、町の関係機関に対し勧告、指示又は命令を、それ以外の機関に対し是正要請を行うことができます。

(子どもの社会参加)

第19条 町及び町民は、子どもの社会参加の機会の確保に努めます。

2 町は、子どもの意見を聴くための会議を開催します。

3 町は、会議において子どもの総意としてまとめられた意見を尊重し、その実現に努めます。

(推進体制)

第20条 町は、全ての子どもの権利を保障し、幸福に暮らせるまちづくりを進めるために、総合的な推進体制の整備と充実に努めます。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めます。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から適用する。



発行:芽室町子育て支援課子育て支援係

☎62-9733



FAX 62-0121

E-mail [kosodate@memuro.net](mailto:kosodate@memuro.net)

芽室町

082-8651 河西郡芽室町東2条2丁目14番地 <https://www.memuro.net/index.html>